２０２５年１２月１８日

予備　令５－１６

後記【事例】に関する次のアからオまでの【記述】のうち，【見解】に示す考え方からの帰結として正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№22］）

【事例】

甲には，乙宅において，乙に対して暴行を加え，その反抗を抑圧して，乙所有の財布を強取したという強盗の事実の嫌疑が認められる。

【見解】

Ⅰ．逮捕に引き続く勾留の理由となる被疑事実は，先行する逮捕の理由とされた被疑事実と同一のものでなければならない。

Ⅱ．実体法上一罪の関係にある被疑事実を理由とする身体拘束は，一回に限り認められる。

Ⅲ．身体拘束に関する処分は，明示的に身体拘束の理由とされている被疑事実について行われるので，それ以外の事実のみに基づいて行われてはならない。

【記述】

ア．【見解】Ⅰによれば，検察官は，甲が【事例】中の強盗の被疑事実について逮捕された場合に，逮捕中の捜査の結果を踏まえて恐喝に評価を改め，その逮捕に引き続き，乙に対する恐喝の被疑事実を理由として甲の勾留を請求することはできない。

イ．【見解】Ⅰによれば，検察官は，甲が【事例】中の強盗の被疑事実について逮捕された場合に，これに引き続いて，別に判明した，甲の丙に対する強盗の被疑事実のみを理由として甲の勾留を請求することはできない。

ウ．【見解】Ⅱによれば，司法警察員は，【事例】中の強盗の被疑事実を乙に対する暴行の被疑事実と乙に対する窃盗の被疑事実に分割し，甲が暴行の被疑事実で逮捕，勾留された後に，改めて，窃盗の被疑事実で逮捕状を請求することはできない。

エ．【見解】Ⅱによれば，司法警察員は，甲が【事例】中の強盗の被疑事実について逮捕された後，これに引き続く勾留請求が却下された場合に，甲が【事例】中の強盗を行うための手段として乙宅に侵入した旨の住居侵入の被疑事実（【事例】中の強盗の被疑事実と牽連犯の関係に立つものとする）を理由として，甲の逮捕状を請求することができる。

オ．【見解】Ⅲによれば，検察官は，【事例】中の強盗の被疑事実を理由とする勾留の延長を請求するに当たり，並行して実施している別の被疑事実の捜査から判明した事情は，前記強盗の被疑事実に関連するとしても，これを示すことはできない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　３

肢ア　×

被疑事実は，強盗と恐喝で罪名が違う。したがって，同一ではないので，勾留できないのでは。不都合，逮捕の段階では，わからないことがある。再度手続，やり直しは負担が大きい。認める必要がある。見解Ⅰ，不意打ちにならにようにするためのもの。包含している。事実として一致する。基本的な事実が同じ。

肢イ　○

強盗で罪名が一致する。したがって，同一の事実なのでは。日時が別。

逮捕の防御の機会がないのに，いきなり勾留するのは不意打ち。

基本的同一性，できない。

肢ウ　○

窃盗で分割，窃盗で実施あり。改めて勾留すると，重ねて防御することになる。

不当な拘束になる。できない。

肢エ　×

たしかに，強盗と住居侵入は別罪だから，住居侵入について逮捕できるとも。しかし，捜査権の濫用のおそれ。一罪一逮捕一勾留の原則の，一罪の判断基準。「公訴事実の同一性」の有無について，①公訴事実の単一性があるか，②狭義の公訴事実の同一性があるか。①については実体法上一罪といえるか。②については，犯罪を構成する事実関係の基本的部分が同一性を有するか否かを基準として判断している。

強盗と住居侵入は牽連犯，公訴事実の単一性あり→基本的事実も同一（狭義の同一性）→公訴事実の同一性がある。再逮捕は違法。

肢オ　×

事件単位の原則から，勾留延長の理由に，強盗とは異なる別の被疑事実を示すことはできないとも。不都合，全くできないと，再度手続をやり直す必要がでてしまう。

不当。一定程度認める必要がある。

ただ，無制限に認めるのも，不意打ちになる。関連性があれば，事実に入るとして許容する。

予備　令５－１７

次のⅠ及びⅡの【見解】は，刑事訴訟法第２２０条第１項第２号及び同条第３項が，被疑者を逮捕する場合において必要があるときは，「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索差押えをすることができるとしている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№23］）

【見解】

Ⅰ．逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いため，裁判官による事前の令状審査を行う必要性がないことを根拠とする見解

Ⅱ．逮捕の際には被逮捕者により証拠が隠滅されるおそれが高いため，これを防止して証拠を保全する緊急の必要性があることを根拠とする見解

【記述】

ア．Ⅰの見解に立っても，Ⅱの見解に立っても，捜索差押えの対象となる証拠は，逮捕の理由とされた被疑事実と関連する物に限られる。

イ．Ⅰの見解に立つと，捜索差押えをすることができるのは，証拠が存在する蓋然性が一般的に高いと認められる場所においてであると考えることになるため，逮捕が被疑者の隣人方でなされた場合，当該隣人方のほか，被疑者方でも捜索差押えを実施することができる。

ウ．Ⅰの見解に立っても，逮捕が被疑者ではない第三者の住居でなされた場合，逮捕の理由とされた被疑事実に関する証拠の存在を認めるに足りる状況がなければ，当該住居で捜索差押えを実施することは違法であり，許されない。

エ．Ⅱの見解に立つと，捜索差押えをすることができるのは，逮捕の際に被疑者が証拠を隠滅することが可能な場所においてであると考えることになるため，逮捕が被疑者方の一室でなされた場合に，捜索差押えができるのは，逮捕がなされた時点で被疑者の手が届く場所に限られ，当該一室全体において実施することができるとは考えられない。

オ．Ⅱの見解に立つと，捜索差押えの要件として，被逮捕者が証拠を隠滅する具体的な危険が認められることが要求されることになる。

１．ア　ウ　　２．ア　エ　　３．イ　ウ　　４．イ　オ　　５．エ　オ

正解　１

肢ア　○

見解Ⅰ・Ⅱともに，被疑事実に関連する証拠を発見することが目的である。関係ない証拠物の差押えを認めると，令状主義との関係で問題である。

濫用の恐れがある。

肢イ　×

見解Ⅰによると，無令状捜索・差押えできるのは，逮捕の現場に，関連証拠の存在する蓋然性が高い場所，逮捕の場所と同一の管理権の範囲となる。隣人方で逮捕行為がされたら，隣人方では無令状で捜索差押えできるが，被疑者方では無令状捜索差押えできない。

被疑者宅は，別途，差押令状。

肢ウ　○

蓋然性があるからできる。逮捕の現場は，蓋然性があることが推定される。

自由にやると，不当な侵害になる。足りる状況がなければできない。

肢エ　×

見解Ⅱによると，無令状捜索・差押えできるのは，逮捕の際に被疑者が証拠を隠滅することが可能な場所となる。被疑者方の一室で逮捕行為がされた場合，一室全体なら，証拠隠滅なされる可能性がある。考えることはできる。

実質で判断。形式で一刀両断するという話にはならない。

肢オ　×

見解Ⅱによると，具体的な危険が必要なのでは，不都合。何をもって具体的危険があるかの判断が要求されてしまう。具体的危険までは，不要と考えられる。

予備　令５－１８

身体検査等に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものには１を，誤っているものには２を選びなさい。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，アからオの順に［№24］から［№28］）

ア．裁判所が女子の身体を検査する場合でも，捜査機関が身体検査令状により女子の身体を検査する場合と同じく，医師又は成年の女子をこれに立ち会わせる必要がある。［№24］

イ．身体の拘束を受けている被疑者を写真撮影する場合，必ず身体検査令状によらなければならない。［№25］

ウ．捜査機関が人の着用しているズボンのポケットの中を捜索して物を差し押さえるためには，捜索差押許可状のほかに，身体検査令状の発付を受ける必要がある。［№26］

エ．捜査機関から鑑定の嘱託を受けた者は，鑑定処分許可状に基づき行う身体検査を拒否する者に対して，直接強制として身体検査を行うことができる。［№27］

オ．強制採尿のための捜索差押許可状には，強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。［№28］

正解　ア１，イ２，ウ２，エ２，オ１

肢ア○

裁判所が女子の身体検査をする場合ならば，公平が保たれるから医師や成年女子の立ち合いは不要ではないか。しかし，裁判所が主体でも，担当官によるわいせつ行為など，女子への不当な人権侵害のおそれはある。したがって，医師等の立ち合いは必要である。

肢イ×

検証令状（２１８条１項）は写真撮影も予定する。しかし，常に必要とすると，手続が煩雑である。逮捕の段階で，当然に予定される。そのため，写真撮影も含めて司法審査が及ぶ。したがって、刑訴法も、令状不要としている。

肢ウ　×

対象者のズボンのポケットの中身を捜索して物を差し押さえるのは，身体そのものの点検行為ではない。捜索差押許可状で足り，身体検査令状は不要である。

肢エ　×

鑑定としての身体検査は，身体内部の侵襲を伴う検査もできる。重大な人権侵害を伴うため，鑑定受託者は直接強制を伴う身体検査はできない。身体検査令状で行うべき

（注１）　２２５条４項は１７２条を準用しておらず，２２５条４項が準用する１６８条６項は１３９条を準用していない。

肢オ　○

強制採尿は，体内に存在する尿を採取するもので，通常の捜索差押えと異なり，身体内部に対する侵襲のおそれを伴う。したがって，専門家による適正な採取が望まれるから，捜索差押許可状には，医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載を義務付けるべきである（いわゆる、強制採尿令状)。

予備　令５－１９

弁護人の活動に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№29］）

ア．弁護人は，検察官のした接見の日時を指定する処分に不服がある場合，裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

イ．弁護人は，司法警察職員が捜索差押許可状に基づき被疑者方を捜索する場合，当該捜索差押許可状の執行に立ち会う権利がある。

ウ．弁護人は，あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは，起訴前であっても，裁判官に証人の尋問を請求することができる。

エ．勾留されている被疑者の弁護人は，裁判官に保釈の請求をすることができる。

オ．国選弁護人は，自己を国選弁護人に選任した裁判所又は裁判官に辞任を申し出ることにより，自らその地位を離れることができる。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　２

肢ア

接見交通権は，憲法上認められた重要な権利である。手続保障の必要性が高いため，準抗告の対象となる。したがって，弁護人は，検察官の接見指定処分に不服があれば，裁判所に処分の取消し，変更を請求できる。

肢イ

捜査として行う以上，弁護人の立会権はない。捜査がしやすいようになっている。

肢ウ

証人尋問請求は，公判の証拠調べ手続でするのではないか。しかし，公判が始まってからでは，証人尋問が間に合わないおそれがある。したがって，弁護人は，起訴前でも，あらかじめ証拠を保全しなければ証拠を使用することが困難な事情があるときは，裁判官に証人の尋問を請求できる。

肢エ

被疑者段階では，保釈の請求はできない。捜査の必要性が高い。時間も短い。

肢オ

国選弁護人は，辞任することにより，自らその地位を離れることができないか。しかし，国選弁護人は，被疑者・被告人の防御を尽くさせるために選任された。公益的な地位にあり，弁護人が単独で放棄できない。選任した裁判所または裁判官が解任した場合に，その地位を失う。

予備　令５－２０

公判手続に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものには１を，誤っているものには２を選びなさい。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，アからオの順に［№30］から［№34］）

ア．検察官は，刑事事件の通常の第一審公判手続における冒頭手続において，冒頭陳述を行う。［№30］

イ．裁判長は，刑事事件の通常の第一審公判手続における冒頭手続において，検察官の起訴状の朗読に先立ち，人定質問を行う。［№31］

ウ．必要的弁護事件において，裁判所が弁護人出頭確保のための方策を尽くしたにもかかわらず，被告人が，弁護人の公判期日への出頭を妨げるなど，弁護人が在廷しての公判審理ができない状態を生じさせ，かつ，その事態を解消することが極めて困難な場合には，公判期日に弁護人が出頭しなくとも，開廷することができる。［№32］

エ．検察官は，証拠調べが終わった後の事実及び法律の適用についての意見の陳述において，量刑についての意見を述べることはできるが，無罪である旨の意見を述べることはできない。［№33］

オ．被告人又は弁護人は，公判前整理手続に付されていない事件について，証拠により証明すべき事実があるときは，裁判所の許可がなくとも，検察官が冒頭陳述をした後，冒頭陳述をすることができる。［№34］

正解　ア２，イ１，ウ１，エ２，オ２

肢ア　×

冒頭手続が終わると，次は証拠調べ手続である（２９２条)。検察官は，証拠調べ手続の始めに，証拠により証明すべき事実を明らかにする。これを，冒頭陳述という。

冒頭手続の中身

人定質問，起訴状朗読，黙秘権の告知，罪状認否

肢イ　○

裁判長は，冒頭手続において，検察官の起訴状の朗読に先立ち，人定質問を行う。万が一，被告人が人違いであると，刑事手続が無駄になるので，一番最初に確認するためである。

肢ウ　○

必要的弁護事件（注）は，弁護人がいなければ開廷できないとも思える。しかし，裁判所が弁護人出頭確保のため方策を尽くしたのに，被告人が，弁護人の公判期日への出頭を妨げた場合，訴訟遅延のおそれがある。必要的弁護事件は，被告人の防御権確保を目的とする。被告人が，弁護人の出頭を妨げた場合，その権利を放棄したとみる。したがって，弁護人が出頭しなくても開廷できる。

結局，防御のために弁護人を要していることを逆用する被告人を保護するのは不当

肢エ　×

検察官は，被告人の有罪立証を役割とするので，論告において，無罪である旨の意見を述べることはできないとも思える。しかし，証拠に誤りがあって，有罪の立証に失敗する場合もある。したがって，無罪の論告を行うこともできる。

正義のためにやっているのであって，事実が違えば無罪もやむを得ない。

肢オ　×

基本的には，検察官が行う。冒頭陳述，適正な事実認定を行うためのもの。

予断を生じるような主張はできない。

検察官が立証するため事実を明らかにするのが合理的。

弁護人，被告人からみた事実も指摘したいときもあるが，濫用より公判の進行を妨げるおそれがある。許可制。

弁護人，被告人の防御は，後の段階で図られることとなる。

冒頭陳述の後の手続

検察官，証拠調べ請求，被告人，弁護人の意見，証拠の採用決定，証拠調べ実施。

弁護人，被告人側証拠調べ請求，検察官の意見，証拠の採用決定，証拠調べ実施。

公判前整理手続の場合，後の意見や証拠の採用決定が省略されている。

公判前整理手続における冒頭陳述の後の手続

公判前整理手続結果の顕出，検察官証拠調べ実施，弁護人の証拠調べ実施。

最初の段階で冒頭陳述できないと，被告人，弁護人にとって不利となる。